

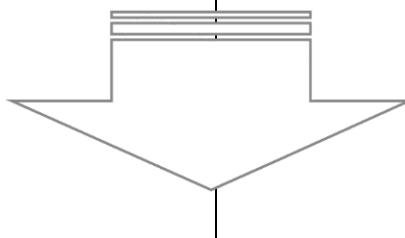
## 障害児入所施設における新たな移行調整に向けた工程表(案)

参考資料1

本報告書に示した新たな移行調整のための中心的な各主体の取組みは以下のとおり。各主体が、令和5年度末までの22歳超の者の移行(障害者支援施設への転換・併設を含む)の完了に向け、着実に取組みを進めることが求められる。

	国における制度設計等	都道府県等における体制整備・対応等	障害児入所施設におけるこれから18歳を迎える者の移行支援	障害児入所施設における既に18歳以上の者の移行支援
令和3年度	<p style="text-align: center;"><b>実務者会議報告書とりまとめ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都道府県等に対し、体制整備・準備に係る通知発出【8月中目途】</li> <li>◆ 経過的サービス費に係るみなし規定等の延長の省令改正(令和5年度末まで)【3月末】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 通知を踏まえ、体制整備・準備等に着手。</li> <li>◆ 管内の移行対象者(15歳以上)及び調整状況を順次把握</li> <li>◆ 各障害児入所施設における方針(=①児施設として維持、②児者転換、③児者併設、④GH等新設等)を把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各障害児施設において、ソーシャルワーカーの配置(※)等により、15歳以上入所者について、順次、移行支援を開始。 ※ 令和3年度報酬改定によりソーシャルワーカーの配置のための加算を新設。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各障害児入所施設において、ソーシャルワーカーの配置(※)等により、移行支援を継続。</li> <li>◆ また、20歳以上入所者の数等を勘案し、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①20歳以上入所者の移行調整の継続(児施設として維持)</li> <li>②障害者施設への転換</li> <li>③障害児・者施設の併設</li> <li>④グループホーム等の新設等について検討。</li> </ul> </li> </ul>

令和3年度末、現行のみなし規定終了。令和4年度～5年度は未移行者の移行完了に向けた準備期間。引き続き経過的サービス費が必要な場合は、都道府県(協議の場等)の判断を経て継続。

令和4年度 ～ 令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 報告書を踏まえた制度・報酬の詳細検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県等の移行調整責任の明確化</li> <li>・ 障害児施設入所中の移行に向けた相談支援・体験利用等の給付費 等</li> </ul> </li> <li>◆ 制度改正・報酬改定の実施(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都道府県の協議の場において、各障害児入所施設における方針(＝上記①～④等)等について協議。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 20歳までの措置・契約延長、又は、経過的サービス費(令和5年度末まで)により入所費用を手当て(※経過的サービス費に係るみなし規定により児者一体的に運用している施設については、動線を分ける等により、できる限りそれに相応しい環境を整備)</li> </ul>
	<p>順次、必要な施設整備(GH等)、児者転換、児者併設等のための改修等を実施。</p>		
<p style="text-align: center;">22歳超の入所者の移行完了 ⇒ みなし規定の終了</p> <p>※現行の20歳までの措置・契約延長に加え、移行が困難な特別の事情がある場合は22歳までは、障害児入所施設への入所が継続できるよう制度上の手当を実施(予定)。</p>			
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新たな制度・報酬の実施(予定)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新たな制度・報酬(障害児施設入所中の移行に向けた相談支援・体験利用等の給付費等)を活用した移行支援を実施(予定)。【詳細は、別紙1】</li> </ul>